

令和 3 年度  
社会福祉法人指導監査結果報告書

中津市福祉部監査指導室

## I 指導監査の実施方法について

社会福祉法人の指導監査については、関係法令・通知、中津市社会福祉法人指導監査実施要綱、中津市所管社会福祉法人指導監査実施方針等を基に、実地にて監査を行った。

社会福祉法人については、公益性・非営利性を確保する観点等から、平成 29 年 4 月 1 日に施行された改正社会福祉法により、①経営組織のガバナンスの強化、②財務規律の強化、及び③事業運営の透明性の向上が義務付けられたところである。

令和 3 年度の指導監査については、改正後の 2 回目の監査ではあるが社会福祉法に定める運営体制が確保されているかどうかを重点事項とし、(i) 評議員の選任及び評議員会の招集・運営に関する事項、(ii) 評議員、理事及び監事の報酬に関する事項、(iii) 事業運営の透明性の向上に関する事項についての確認を行った。

その他、役員の選任状況、理事会の開催状況、法人の契約手続きの状況、会計及び現金管理の状況、社会福祉法人内での資金移動の状況等についても実地にて監査を行った。

## II 指導監査の実績について

### 1 指導監査における評価基準

指導監査を行うにあたっては評価基準を設け、「文書指摘事項」「口頭指摘事項」「助言事項」の 3 項目に分類した。文書指摘事項及び口頭指摘事項については、法人に対して文書により通知を行った。文書指摘事項については、是正改善状況又は改善計画について報告期限を設け、法人から文書による報告を求めた。

文書指摘事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 関係法令、通知等に抵触しており、その内容が比較的著しい事項</li><li>・ 以前に口頭指摘を受けた事項で、数年経過しても是正・改善されていない事項</li></ul>
口頭指摘事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 関係法令、通知等に抵触しているが、その内容が比較的軽微な事項</li><li>・ 改正された法令、通知のうち、周知期間が十分経過していないものに抵触しているが、重大な支障を生じていない事項</li></ul>
助言事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 不備の程度がより軽微な事項及び社会通念に照らして改善が望まれる事項</li></ul>

### 2 指導監査の改善指導件数

令和 3 年度に実施した指導監査における指摘件数は、下記のとおり。

中津市所轄の 社会福祉法人数	令和 3 年度監査 実施法人数	改善指導件数		
		文書指摘件数	口頭指摘件数	合計
29 (R4.3.13 より 28)	10	23	26	49

### 3 指導監査の指摘内容

令和3年度に実施した指導監査の文書及び口頭指摘件数の法人別内訳は、以下のとおり。指摘内容については、基本財産の管理運用が適正にされていない事例、役員及び評議員の選任手続きが不適正な事例が見受けられた。

また、登記の遅延、地上権の未設定等、これまでの監査と同様の指摘が今年度も見受けられた。加えて、前回監査での指摘事項の改善が不十分な法人も見受けられた。

## Ⅲ 指導監査結果の総括について

### 1 役員等（評議員、理事及び監事）の選任について

令和3年の定時評議員会までが任期の役員等の選任に際して、当該候補者が社会福祉法等に定める要件を有しているかの確認について、不備がある事例が見受けられた。

当該候補者が社会福祉法に規定する欠格事由に該当しないことや暴力団員等の反社会的勢力の者でないことを証する書類として、誓約書等を徴取すること等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行うよう、改善を促した。

また、選任の手続きが不適切な事例には改善を促し、3月など前年度に選任された場合は、4月に選任された場合より任期が1年短くなるため注意するよう助言した。

### 2 評議員会の開催について

評議員会の開催については、理事会で評議員会の日時及び場所並びに議題・議案を決議し、評議員会の1週間前までに評議員に対して通知する必要がある。しかしながら、理事会で評議員会の日時及び場所並びに議題・議案が決議されていない又は決議前に評議員会の通知がされている事例が見受けられたため、適切に評議員会を開催するよう促した。

### 3 基本財産について

所轄庁未承認の基本財産処分をしている事例や定款と登記が異なっている事例が見受けられた。また、定款では基本財産だが、計算書類や財産目録ではその他固定資産で計上される等基本財産の管理運用が不適切な事例が見受けられたため、基本財産の管理運用を適切にするよう指導を行った。

### 4 社会福祉法人会計基準に基づいた計上について

国庫補助金等特別積立金やその他積立金の計上漏れ、異なる科目への計上が見受けられたため社会福祉法人会計基準に従って計上するよう指導を行った。

## 5 契約について

変更契約ではなく新規契約となっているが再度の入札を行っていない事例や、合理的な理由なく随意契約している事例が見受けられたため、各法人の経理規程に基づいた契約を行うよう指導を行った。